

◇ 会議運営に関する事項の確認（案）

1 会議開催について

- 令和6年12月末までの任期で、概ね4回の開催とする。
- 1回の会議について概ね1時間30分とする。

2 会議の記録について

- 会議の記録は「要点記録」とする。なお、会議の記録は、無記名とする。
- 確認については、原則、次回会議の前までに各委員へ送付し、次回会議において了承を得るものとする。

3 会議及び会議資料等の公開について

- 会議については、多摩市歯科口腔保健推進条例検討委員会設置要綱に基づき、原則として公開するものとする。
- 会議の開催予定については、日程、場所、公開などの情報を可能な限り、たま広報・多摩市公式ホームページ等で市民に周知を図るものとする。
- 会議の記録を含む会議資料等は、原則として会議終了後、多摩市公式ホームページに掲載するものとする。

4 傍聴者への対応について

- 定員(5名)を超えて傍聴の希望があった場合には、会場の面積等を踏まえ、委員長の許可を得て、可能な範囲で認めることとする。
- 傍聴者へは、委員と同様の会議資料を配付し、会議終了後に回収するものとする。
- 傍聴者から、会議の録音及び写真撮影（ビデオ撮影を含む）の申し出があった場合は、委員長の許可を得ることとする。
- 傍聴者からの発言は、原則認めない。但し、委員会終了後、感想等についてアンケートを実施する。その内容等については、委員が参考として、委員会の審議に生かすものとする。
(アンケート様式は、裏面参照)
- 傍聴者の提案については、文書にて委員長が受け付ける。その取扱いについては、委員長が決定する。

5 その他

- 上記以外に、委員会の運営で必要な事項が生じた場合は、委員長が委員会において協議し決定する。

